

健支第448号-2
令和2年7月27日

一般社団法人 千葉県歯科衛生士会 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金及び医療機関・薬局等における
感染拡大防止等支援事業について

歯科保健対策の推進について、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて業務に従事している歯科医療機関の医療従事者や職員に対する慰労金、及び歯科医療機関において実施する（実施した）感染拡大防止対策等費用への支援金を給付することとしました。

については、貴会所属の会員に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 受付期間 令和2年7月28日（火）から受付開始（受付は毎月15日から月末まで）
- 2 対象施設 歯科診療所（有床・無床）
- 3 申請方法 原則、以下のいずれかで申請。
①国保連合会の「オンライン請求システム」
②国保連合会の「WEB申請受付システム」
- 4 支給時期 申請受付の翌月下旬に支給を予定。（7月受付分は9月下旬の支給予定です）
- 5 その他 詳細については、千葉県ホームページをご参照ください。
※申請は、千葉県国保連合会のホームページからとなりますのでご注意ください。

【千葉県ホームページ】

- 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/coronavirus.html>

- 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（歯科医療機関）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/corona/shikairyokikan.html>

【国保連ホームページ】

<https://www.kokuhoren-chiba.or.jp/>

【担当部署】 千葉県健康福祉部 健康づくり支援課
【問合せ先】 TEL 043-223-2671